

京都市横大路運動公園条例の一部を改正する条例（令和4年3月30日京都市条例第52号）（文化市民局市民スポーツ振興室）

京都市横大路運動公園の利用料金の適正化を図るため、また、その他規定を整備するために、次のとおり京都市横大路運動公園条例を改正することとしました。

- 1 体育館、野球場、野球場兼運動場及びトレーニングルームにおける利用料金の上限額について改定します。併せて、利用者サービス向上の取組として、トレーニングルームの部分利用について、1箇月単位の定期利用ができるよう、利用料金の上限額を定めます。
- 2 構内地における利用料金の上限額について改定します。
- 3 利用時間の区分を超えて運動公園の施設（構内地を除く。）を利用する場合の利用料金の上限額について、時間帯ごとの料金の区分を廃止し、一律の上限額を定めます。
- 4 その他必要な規定の整備を行います。

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

京都市横大路運動公園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第52号

京都市横大路運動公園条例の一部を改正する条例

京都市横大路運動公園条例の一部を次のように改正する。

別表第2体育館の項中「830」を「1,240」に、「2,090」を「3,130」に改め、同表野球場（1面1時間につき）の項中「3,450」を「4,310」に、「2,090」を「2,610」に改め、同表野球場兼運動場（1面1時間につき）の項中「2,720」を「3,400」に、「1,040」を「1,300」に改め、同表備考以外の部

「

分中	クリケットゴルフ場（1面 1時間につき）	520	を
	トレーニングルーム（1人 1回につき）	310	

」

「

に改め、同	クリケットゴルフ場（1面 1時間につき）	520
	トレーニングルーム 1人1回につき	460
	1人1月 につき	4,600

」

表備考6中「に掲げる」を「の規定により計算した」に改め、同備考7中「に掲げる額」を「の規定により計算した額（6の規定の適用がある場合にあつては、その適用後の額）」に改め、同備考8中「に掲げる額」を「の規定により計算した額（6又は7の規定の適用がある場合にあつては、その適用後の額）」に改める。

別表第3備考以外の部分を次のように改める。

区	分	利用料金（1時間につき）	
		ア	イ

体育館	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	円 12,570	円 9,420
		入場料を徴収する場合	39,800	31,420
	その他	入場料を徴収しない場合	135,140	104,760
		入場料を徴収する場合	189,610	147,710
洋弓場（全面利用）			2,300	1,780
第1会議室及び第2会議室	体育館等と併用する場合	830		
	その他	1,570		
第3会議室及び第4会議室	体育館等と併用する場合	410		
	その他	830		

別表第3備考中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

別表第4売店、食堂又はこれらに類する施設を設置して行う営業の項中「1,040」を「1,560」に改め、同表立ち売り又は行商の項中「2,300」を「3,450」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

##### (準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市横大路運動公園条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都市横大路運動公園の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

##### (適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(文化市民局市民スポーツ振興室)